

# JIS

## スチレンー第 2 部：試験方法

JIS K 6727-2 : 2012

(JSIA/JSA)

平成 24 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	土 肥 義 治	独立行政法人理化学研究所
(委員)	穴 澤 秀 治	一般財団法人バイオインダストリー協会
	井 上 進	一般社団法人日本化学工業協会
	今 井 勇	日本ゴム工業会 (株式会社ブリヂストン)
	植 田 新 二	一般財団法人化学物質評価研究機構
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	岡 崎 雅 之	公益社団法人自動車技術会 (株式会社本田技術研究所)
	香 山 茂	一般財団法人化学研究評価機構
	河 田 崇	独立行政法人住宅金融支援機構
	佐 藤 浩 昭	独立行政法人産業技術総合研究所
	高 橋 俊 哉	社団法人日本塗料工業会
	田 和 健 次	石油連盟
	松 永 孝 治	日本プラスチック工業連盟
	松 永 直 樹	拓殖大学
	森 川 淳 子	東京工業大学

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 24.12.20

官 報 公 示：平成 24.12.20

原 案 作 成 者：日本スチレン工業会

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-5-2 アロマビル TEL 03-5649-8261)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 土肥 義治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 試験方法.....	2
3.1 一般事項.....	2
3.2 供試試料の調製.....	2
3.3 外観.....	6
3.4 色調.....	6
3.5 密度及び比重.....	7
3.6 屈折率.....	7
3.7 純度.....	7
3.8 重合体.....	10
3.9 粘度.....	10
3.10 パラ- $\epsilon$ -ブチルカテコール.....	11
3.11 アルデヒド.....	12
3.12 過酸化物.....	13
3.13 塩化物.....	16
3.14 全硫黄.....	25
4 試験報告書.....	26
解 説.....	28

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本スチレン工業会（JSIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 6727:2006** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS K 6727** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS K 6727-1** 第 1 部：品質及び表示

**JIS K 6727-2** 第 2 部：試験方法

## スチレン—第 2 部：試験方法

## Styrene—Part 2: Test method

## 序文

JIS K 6727 (スチレン) は、昭和 38 年 (1963 年) に制定され、その後、実質的な内容の改正は行われていない。今回、試験方法の規定内容を現状の技術にあったものに改めるとともに、品質規格部分と試験方法部分とを分割してそれぞれを独立した規格として制定した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

## 1 適用範囲

この規格は、樹脂、合成ゴム、塗料の製造などに化学薬品として用いられるスチレンの試験方法について規定する。

**警告** この規格に基づいて試験を行う者は、通常の実験室での作業に精通していることを前提とする。この規格は、その使用に関連して起こる全ての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

JIS C 7601 蛍光ランプ (一般照明用)

JIS K 0050 化学分析方法通則

JIS K 0062 化学製品の屈折率測定方法

JIS K 0071-1 化学製品の色試験方法—第 1 部：ハーゼン単位色数 (白金—コバルトスケール)

JIS K 0114 ガスクロマトグラフィー通則

JIS K 0115 吸光光度分析通則

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS K 1101 酸素

JIS K 1107 窒素

JIS K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第 1 部：振動法

JIS K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第 3 部：ピクノメータ法

JIS K 2276 石油製品—航空燃料油試験方法

JIS K 2541-2 原油及び石油製品—硫黄分試験方法 第 2 部：微量電量滴定式酸化法

JIS K 2541-6 原油及び石油製品—硫黄分試験方法 第 6 部：紫外蛍光法